

登録要件の考え方

要綱P.1~2 3(2)

<登録要件>

- 「パートナー」に登録するためには、以下の**3つ**の要件を満たす企業・団体等であることが必要です。
- ◎企業・団体等の本社・事務所等の所在地が近畿2府5県（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）であること。しかし、イベント等を近畿2府5県で開催している場合はこの限りでない。
 - ◎子どもの製品安全確保・事故防止を目的として、子ども用製品を使用する消費者を対象とした周知・啓発活動等を実施していること、又は実施しようとしていること。
 - ◎取組を現在継続して実施している、又は、直近1年間で実施する予定があること。

<注意事項>

- × 「近畿エリア外でのイベント開催のみ」はNG
- × 消費者ではなく、「事業者向けに説明会を実施」はNG
- × 「自社商品のPR（安全性・機能性含む）のみ」はNG
- × 製品の「保証期間等の特典があるのみ」はNG
- × 修理・部品交換受付などの「アフターサービスのみ」はNG

